

日本糖尿病学会九州支部内規

(設置目的)

第1条 本内規は日本糖尿病学会（以下本会と略す）定款および細則に則る本会九州支部（以下本支部と略す）に関する内規である。

(構成)

第2条 本支部は九州各県在住の本会会員をもって構成する。尚、本支部は事務所を支部長のところにおく。

(事業)

第3条 本会定款第5条に定められた事業を行う。

(役員およびその選出、職務、任期等)

第4条 本支部に支部長1名、副支部長1名および幹事若干名をおく。

役員を選出は本支部所属の学術評議員の互選により行い、支部長が委嘱する。

第5条 支部長、副支部長、幹事の任期は2年とする。但し再任をさまたげない。

第6条 役員は役員会を組織し、本支部内規に定められたもののほか、本支部評議員会、本支部総会の権限に属せしめられた以外の事項を議決し、執行する。

第7条 本支部に支部評議員をおく。

- (1) 日本糖尿病学会細則17条により九州支部から選出された日本糖尿病学会学術評議員は、九州支部評議員を兼ねるものとする。
- (2) 支部評議員数は、九州支部正会員の15%以内とする。支部評議員の選出は本支部正会員の選挙で行う。任期は4年とする。
- (3) 支部評議員被選挙者の資格は、九州支部に所属し、10年以上日本糖尿病学会の正会員であり、かつ糖尿病に関する研究に従事している者とし、日本糖尿病学会九州支部内規の細則第2条に定める要件を満たすものとする。
- (4) 学会の発展に寄与すると考えられる者は上記(2)にそぐわなくとも役員会の推薦によって支部評議員となり得る。ただし任期は1年とする。
- (5) 評議員は支部評議員会を組織し、議長1名を互選により選出する。議長の任期は1年とする。

第8条 評議員会は支部長が召集する。評議員会は評議員の3分の2以上の出席で成立する。ただしあらかじめ書面をもって他の評議員を代理人として評決を委任した者は出席したものとみなす。評議員会は本支部内規に定めるもののほか、次の事項を審査し、議決する議決は出席者の過半数で決める。

- (1) 役員会からの支部総会へ提出すべき事項
- (2) その他本支部の運営に関する重要事項

第9条 監査役2名は役員会で推薦し、評議員会及び総会の承認を得るものとする。

任期は2年とする。

会計担当1名以上は役員会で推薦し、評議員会及び総会の承認を得るものとする。

任期は2年とする。但し再任をさまたげない。

(名誉会員)

第10条 本支部に名誉会員をおくことができる。名誉会員の資格は原則として年齢が65歳以上で地方会会長をつとめた方とし、役員会において推薦し、評議員会および総会の承認を得るものとする。名誉会員は、評議員会に出席し意見を述べる事ができる。

(賛助会員)

第11条 本支部に賛助会員を置くことができる。

(準会員)

第12条 日本糖尿病学会九州支部地方会会長は評議員会で互選する。会長の任期は1年とする。

(総会)

第13条 通常の支部総会は、毎年1回支部長が招集する。支部総会の議長は支部長とし、本内規に定めるもののほか、必要な事項を議決する。

(委員会)

第14条 本支部に下記の委員会を置く。委員会の基本事項及び委員は評議員会で決める。委員会の任期は2年とする。

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 支部専門医認定委員会

第15条 本支部の目的を達成するために必要に応じ評議員会の議決を経てその他の委員会を設けることができる。

(会計)

第16条 本支部の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(内規の改正)

第17条 この内規の改正は支部評議員会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。かつ総会の承認を得なければならない。

(細則)

第18条 この内規の施行についての細則は、役員会及び評議員会、総会の決議を経て別に定める。

附 則

この規定は昭和53年10月8日から施行する。

この内規は昭和61年10月10日から施行する。

この内規は平成10年10月23日から施行する。

この内規は平成19年10月13日から施行する。

この内規は平成22年10月31日から施行する。

この内規は平成25年11月9日から施行する。

この内規は平成27年11月27日から施行する。

この内規は平成28年10月14日から施行する。